

平成23年度税制改正に関する要望

平成22年7月

名古屋商工会議所

日本経済は、各種の緊急経済政策効果や輸出の回復などにより、昨年3月を底に持ち直しの動きにある。

しかしながら、ギリシャの財政危機を発端に国際金融市場が再び不安定さを強めていることに加えて、政策効果の一巡に伴う景気の頭打ちが懸念されるなど、先行きは依然として不透明である。

加えて、グローバル化が進展するなか、韓国、中国等の台頭によるわが国産業の国際競争力の一層の低下が懸念されている。

このような状況に鑑みて、平成23年度税制改正では、景気の回復基調を腰折れさせることのないよう、経済の活力の源泉である中小企業のイノベーションの促進による生産性の向上、諸外国とのイコールフットディングの確保による国際競争力強化の視点に立った改革がなされるべきである。

加えて、巨額な財政赤字の削減や少子高齢化に伴い増大し続ける社会保障費等への財源確保のためにも、消費税の引き上げを含めた税体系の抜本的改革を進めることが必要である。

なお、言うまでも無いが歳出削減に向けた取り組みについては、途切らせることなく、一層強力に推進されなければならない。

また、税体系の抜本的改革を進めるにあたっては、経済成長、財政再建、社会保障改革等を総合的に捉えた議論を行うべきであり、その結果を国民が理解し、将来に期待を抱けるよう中長期的なロードマップを示すべきである。

以上のような基本的な考えに基づき、平成23年度税制改正について次頁以降のとおり要望する。

目次



網掛け部分は重点要望項目

I. 中小企業関連税制	1
1. 事業承継税制の柔軟な運用	1
2. ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充	2
3. 留保金課税の撤廃	2
4. 中小法人の定義の拡大と軽減税率の適用所得金額の引き上げ	3
5. 中小企業等基盤強化税制の恒久化	3
6. 企業再編に係る配当還元方式の見直し	3
7. 中小企業の人材確保の支援	3
II. 企業税制	4
1. 法人実効税率の引き下げ	4
2. 欠損金繰戻還付制度の適用停止措置の廃止並びに同還付制度の拡充	4
3. 事業所税の廃止	4
4. 役員給与に係る税制措置	4
5. 知的財産権における税制面での優遇措置の創設	5
6. 企業の研究開発・エネルギー改革を促進する税制の恒久化	5
7. 企業の少子化対策を支援する税制の創設	5
8. 企業年金の積立金に係る特別法人税の撤廃	5
III. 土地・資産に係る税制	6
1. 固定資産税・都市計画税の負担の軽減	6
2. 土地譲渡益課税制度の見直し	6
3. 中心市街地活性化のための税制措置の拡充	7
4. 地価税・特別土地保有税の廃止	7
5. 住宅関連税制の延長・拡充	7
IV. 地域に係る税制	8
1. 地域防災に係る税制優遇措置の拡充	8
2. スーパー中核港湾における荷捌き施設等に係る課税標準の特例措置の延長	8
3. 内航 Ro-Ro 船等及び内航コンテナ船の燃料に係る石油石炭税の免税措置の創設	8
4. 企業立地促進税制の恒久化	8
5. 観光事業に係る税制の拡充	9
6. 地方法人特別税が及ぼす地方財政への影響の削減	9
V. 環境に係る税制	9
1. 環境を名目とした税負担増への反対	9
VI. 申告・納税制度	9
1. 電子申告・納税システム（e-Tax）の整備	9
2. 申告・納税期限の延長	10
3. 納税者権利憲章（仮称）について	10
4. 効率的で簡素な徴税	10
5. 社会保障・税共通の番号制度の導入	10

1. 事業承継税制の柔軟な運用

わが国経済の活力の源泉である中小企業の円滑な事業承継がなされるか否かは、一企業の問題にとどまらず、永年培われてきた経営ノウハウや技能・技術の伝承、雇用機会の維持・拡大など、地域経済にとっても非常に重要な問題である。

そうしたなか、平成21年度税制改正により創設された「非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」の活用が進みはじめているが、適用要件等が厳しい為活用できていないとの声もあがっている。

今後、必要に応じて柔軟に対応するなど、より活用されるような運用を図られたい。

- (1) 非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、雇用確保や経済活力の維持に資するためにも、中小企業経営者にとってより使い勝手のよい制度とされたい。
- 計画的な事業承継促進の観点から、制度成立前から既に自社株式の相続時精算課税制度を活用し、生前贈与した分も納税猶予の適用対象に含められたい。
 - 猶予税額免除の条件となる株式保有継続期間について、後継者の死亡時ではなく、一定期間経過後に猶予税額の特定割合の納付を持って残額免除とする選択肢についても創設されたい。
 - 制度活用後、諸事情により納税猶予額の全部または一部を納付しなければならなくなった場合に、猶予期間の利息としてかかる利子税は、利用者にとって将来の負担に対する懸念となっている。制度活用を促進するためにも利子税のさらなる軽減措置を図られたい。
 - 親族外の事業承継についても制度の適用を認められたい。
 - 譲渡制限株式を担保とする場合、株券不発行会社であっても持分会社と同様、質権設定承諾書等をもって担保提供に代えることを認められたい。
 - 現在の経済状況に鑑み、5年間の雇用の8割維持要件について軽減措置を図られたい。
 - 経済産業大臣の認定の取消事由には6親等内に風俗営業会社等の過半数の議決権を有する者の存在があるが、6親等先の親族まで調査するのは、現在の社会情勢においては極めて困難であるため3親等内親族に改められたい。

(2) 取引相場のない株式の評価方法の見直し

相続税納税猶予制度を活用しない事業承継にあたっては、依然として相続税・贈与税の負担は大きい。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを勘案のうえ、引き続きその評価方法の見直しについて検討されたい。

特に、類似業種比準価額計算上の基となる標本会社の選定基準を明らかにし、一定期間固定化するとともに、業種目別株価等を2ヵ月以内に発表するなど、審査の透明性・公平性・迅速性を高められたい。

(3) 自己株式のみなし配当課税の撤廃

非上場株式の発行会社への売却については、みなし配当として、最高50%の税率で課税されるが、相続後は株式譲渡益として20%の課税となる特例措置が図られている。

については、相続前の自己株式購入などによる事業承継の円滑化を図るため、相続前についてもみなし配当課税を廃止されたい。

(4) 相続税の納税制度について

平成22年度税制改正大綱において、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度税制改正を目指すとした。

現行の法定相続分課税方式は、遺産課税方式と遺産取得課税方式、双方の長所を取り入れた制度である。

相続税の見直しについては、現行制度を基本とし、特に中小企業の円滑な事業承継の妨げにならないよう配慮されたい。

2. ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

現在、企業の廃業率が開業率を上回る状況となっており、新規創業を促すためにも、ベンチャー企業や創業に係る以下の支援措置を実現されたい。

- (1) エンジェル税制における繰越控除期間を3年から5年へ延長されたい。
- (2) 設立後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除を認められたい。
- (3) 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税の非課税枠(1千万円)を創設されたい。
- (4) 社会保険料の会社負担分の大幅な減免措置を創設されたい。

3. 留保金課税の撤廃

留保金課税については、平成18、19年度税制改正における2年続けた大幅な要件緩和により、大半の企業が控除対象になっており、留保金課税の存在意義はなく、法人税と二重課税となっていることから、全面的な廃止を検討されたい。

4. 中小法人の定義の拡大と軽減税率の適用所得金額の引き上げ

中小企業の体質強化の観点から、税法上「資本金1億円以下」となっている中小法人の定義を、平成11年に改正された中小企業基本法の定義に合わせて「資本金3億円以下」に改められたい。

また、平成21年度税制改正で中小法人の軽減税率の引き下げがなされたが、その適用所得額についても現行800万円から1,500万円に引き上げられたい。

5. 中小企業等基盤強化税制の恒久化

中小企業の積極的な事業活動や事業展開、情報化推進、人材育成を促進する中小企業等基盤強化税制の期限が平成23年3月31日に到来する。

経済活力の源泉でもある中小企業の成長・強化に非常に有効な税制であり、本則に加えるなど、恒久化を図られたい。

6. 企業再編に係る配当還元方式の見直し

現在、中小企業にとっても企業再編は重要な経営選択肢の一つとなっており、税制上においても促進のための優遇措置が設けられているところである。

しかしながら株主数が50人以上の中小企業が、株式交換・株式移転という企業再編を行う場合に、現行の配当還元方式を用いた評価では過大に高額となるケースがある。

これは、平成19年度税制改正時に評価算式において資本金から資本金等に変更されたにもかかわらず、従前の2円50銭ルールが例外なく適用されることに起因する。

については、株主が50人以上の場合の株式移転・株式交換の場合には、2円50銭ルールを適用しないよう見直しをされたい。

7. 中小企業の人材確保の支援

少子高齢化が進展する中、技能伝承などの観点からも人材の確保は中小企業にとって重要な課題である。厳しい経営状況の下、雇用促進に努めている中小企業を支援するため、採用活動や教育・訓練に関わる費用等を税額控除または助成する制度を創設されたい。

II. 企業税制

1. 法人実効税率の引き下げ

これまで数次の改正により法人税率が引き下げられたが、経済のグローバル化が一層進展するなかで、諸外国とイコールフットィングの状態で戦うことが求められている。また、企業が国や地域を選ぶ時代であり、企業の経済活動にとって魅力ある国、地域となることは、海外投資を呼び込む上でも有益であり、わが国の国際競争力の維持・発展につながるといえる。

こうしたなか、各国では法人税率の引下げが進められており、今日では我が国が主要国で最も高い水準となっている(欧州諸国30%前後、アジア諸国20%台)。

ついては、国と地方を合わせた法人実効税率を欧州諸国並みに引き下げられたい。

2. 欠損金繰戻還付制度の適用停止措置の廃止並びに同還付制度の拡充

平成21年度税制改正において、中小法人については欠損金の繰戻し還付が認められたが、この制度は、本来、事業年度課税の欠陥を補うものとして法人税法に規定されているものであり、企業継続の原則に立ち、その適用停止措置を全面的に廃止されたい。

また、企業をとりまく経営環境は依然、厳しい状況が続いており、現行1年とされている欠損金の繰戻し還付期間についても2年に拡充されたい。

3. 事業所税の廃止

事業所税は、資産割部分については「固定資産税」等と、従業者割については「外形標準化された法人事業税」と二重課税となっており、また、企業および人口の集積している都市部にのみ課税され、都市間の公平性の観点からも問題であり、事業所税を廃止されたい。

4. 役員給与に係る税制措置

定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与に該当しない役員給与は、損金算入が認められていない。

本来、役員給与は職務執行における対価であることから、全額損金算入とされたい。

5. 知的財産権における税制面での優遇措置の創設

「知的財産立国」を目指すわが国にとっては、知的財産の保護・利用・流通を促進させることが重要であることから、国際特許並びに商標登録などの登録費用の一定割合を税額控除されたい。

また、未利用特許などの活用促進のためにライセンスや特許の取得費用について税額控除あるいは一時損金処理または特別償却制度の創設とともにライセンス供与や譲渡を行う際の所得課税を軽減されたい。

6. 企業の研究開発・エネルギー改革を促進する税制の恒久化

グローバル競争の激化のなか、わが国企業の成長力・国際競争力強化のためには、研究開発や省エネルギー・新エネルギー設備等への投資の一段の促進が必要である。

については、平成23年3月31日に適用期限が到来する以下の特例措置のインセンティブ効果が高いことから恒久化をされたい。

- (1) 研究開発促進税制における法人税額の30%という試験研究費総額に対する税額控除限度額
- (2) エネルギー需給構造改革推進税制における初年度100%の即時償却

7. 企業の少子化対策を支援する税制の創設

急速に少子化が進展している中で、仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業に対し、従業員を対象とした育児支援サービスの提供に要す経費に対する税額控除制度を創設されたい。

8. 企業年金の積立金に係る特別法人税の撤廃

現在、退職年金等の積立残高に対して課税される特別法人税は、運用利回りの低下により、平成23年3月31日まで凍結されている。

退職年金等は国民が自らの努力と責任において老後の所得確保を図る制度であり、課税によりこうした国民の自助努力を阻むこととなる。とくに、確定拠出年金制度を考えた場合、退職年金業務等を行う法人に課税されるということは運用利回りが低くなることに等しいため、加入促進の阻害要因のひとつになる。

以上のような観点から、特別法人税については直ちに廃止されたい。

Ⅲ. 土地・資産に係る税制

1. 固定資産税・都市計画税の負担の軽減

(1) 土地に係る固定資産税・都市計画税の引き下げ

商業地を中心として根強い重税感があることから、企業負担の軽減によって、その活力を地域経済の発展につなげるという観点に立って、税率引き下げや評価方法の見直しを含めた抜本的な税負担の軽減措置を講じられたい。

(2) 家屋に係る固定資産税・都市計画税の見直し

家屋の評価についても、現行の評価基準は非常に複雑なうえ、法人税法上の法定耐用年数に相当する経過年数が長く設定されている等の問題があり、見直しを図られたい。

(3) 償却資産に係る固定資産税の見直し

平成19・20年度の税制改正において法人税法上の減価償却制度が抜本的に見直されたことから、納税事業者の事務負担軽減のためにも償却資産に係る固定資産税の評価方法について、早急に法人税法に合わせた見直しをされたい

2. 土地譲渡益課税制度の見直し

損失補填のために土地を売却した場合、法人は土地譲渡益重課制度の適用停止措置により土地の譲渡所得への課税はないが、個人事業主の場合は譲渡所得に課税されるため損失補填という所期の目的を達することが困難となっている。

このため、転業等によって事業転換を図る際など、個人事業主には大きな阻害要因となることから、損失補填のために売却した場合の土地の譲渡所得については、個人の事業所得との損益通算を認められたい。

3. 中心市街地活性化のための税制措置の拡充

少子高齢化が進展し人口の減少が予想されるなかで、中心市街地における既存のストックや多様な都市機能の集積を活用し、伝統・文化が継承され、事業機会や活力があふれる安全・安心で美しい21世紀型の中心市街地を実現するため、中心市街地の土地・建物の有効活用、事業所等の立地、まちなか居住の促進などを推進する必要がある。

このため、以下の税制措置を講じられたい。

- (1) 中心市街地活性化に資する土地、建物に対する固定資産税について、軽減を図られたい。特に、中心市街地の活性化に大きく寄与する新築・増改築については、一層の配慮を行われたい。
- (2) 郊外からの移転など、中心市街地への人や施設の集中を促すために、居住用および事業用資産の買換え特例の拡充、登録免許税および不動産取得税の軽減を図られたい。

4. 地価税・特別土地保有税の廃止

国土交通省発表による「主要都市の高度利用地地価動向報告(平成22年第1四半期)」では、三大都市圏および地方圏ともに下落幅の縮小傾向が見られるものの依然として下落基調が続いており、地価税、特別土地保有税の役割は終わっているといえる。

については、平成10年より課税が停止されている地価税を廃止するとともに、平成15年より課税が停止されている特別土地保有税については徴収猶予分も含め完全廃止とされたい。

5. 住宅関連税制の延長・拡充

個人消費が低迷しているなか、経済への波及効果が大きい住宅投資の促進は内需拡大策として非常に有効である。については、以下の優遇制度の期限延長並びに拡充をされたい。

- (1) 平成22年12月31日に期限が到来する省エネ住宅リフォーム及びバリアフリー住宅リフォームに対する投資型減税の延長並びに減税額の拡大や手続き簡素化を図られたい。
- (2) 平成23年3月31日に期限が到来する不動産取得に係る印紙税並びに登録免許税に係る軽減措置を延長されたい。

IV. 地域に係る税制

1. 地域防災に係る税制優遇措置の拡充

今年度に入ってからハイチ・中国など世界各地において、地震による甚大な被害が生じている。

については、東海地震、東南海地震、南海地震の強化指定地域における防災対策を促すために、耐震強度を向上させる改修等を行った工場や事業所等に係る固定資産税等の優遇制度や、耐震補修・改善等に係る資本的支出の全額損金算入など、思い切った措置を講じられたい。

また、個人住宅についても、耐震改修促進税制が平成21年度税制改正で延長されたが、その控除額が工事費の10%（最大20万円）と少なく、耐震改修を促進する観点から、控除額を拡充されたい。

2. スーパー中枢港湾における荷捌き施設等に係る課税標準の特例措置の延長

スーパー中枢港湾にふさわしい次世代高規格コンテナターミナルの一体的・効率的な運営促進を目的とした「スーパー中枢港湾における荷捌き施設等に係る課税標準の特例措置」（固定資産税・都市計画税：課税標準1/2に軽減）が平成23年3月31日に適用期限を迎えるため、これを延長されたい。

3. 内航 Ro-Ro 船等及び内航コンテナ船の燃料に係る石油石炭税の免税措置の創設

コンテナ船の基幹航路維持・強化を図るためには、広域からの貨物集荷による内港フィーダ網の強化・支援によるトランシップ貨物の確保が必要である。

については、内航 Ro-Ro 船等及び内航コンテナ船等の運航に必要となる燃料に係る石油石炭税の免税措置を創設し、運搬コストの削減による貨物集荷の支援をはかられたい。

4. 企業立地促進税制の恒久化

企業立地促進税制の期限が平成23年3月31日に到来するが、本制度は地域の特性・強みを生かした産業集積の形成により、地域産業の活性化を促進させるものであり、恒久化されたい。

5. 観光事業に係る税制の拡充

当地域からの取り組みが全国的な広がりを見せている産業観光は、生産現場(工場・工房等)や歴史的文化的価値の高い産業文化財(産業遺産・工場遺構等)などを観光資源としているが、維持負担が大きい。

そこで、観光促進、並びに後世へ貴重な文化財を継承するために産業文化財の固定資産税、修繕・維持費用等に係る優遇措置を創設されたい。

また、政府登録ホテル等の建物に対する固定資産税の軽減措置の全国での完全実施、地域の観光振興に資する集客施設などの軽減措置対象への拡大、並びに観光客誘致のためのイベントに対する寄付金の損金算入を認められたい。

6. 地方法人特別税が及ぼす地方財政への影響の削減

平成20年度税制改正において暫定措置として地方法人特別税が創設されたが、本来、地方間の財政力の格差は、地方交付税による調整を行うべきであり、地方分権推進の主旨にも反する。よって、地方法人特別税は早期に廃止されたい。

V. 環境に係る税制

1. 環境を名目とした税負担増への反対

温室効果ガスの総排出量削減については、国民のライフスタイルの変更など社会全体で取り組むべき問題である。税の機能については課税による排出抑制効果を求めるのではなく、省エネ改修・緑化の推進など、環境に配慮した経営に取り組んでいる企業・個人に対する税制優遇や環境対策に関する技術開発支援等により、排出抑制を果たすべきである。

新たな税の導入に際しては、実際の経済や雇用への影響や費用対効果、産業の国際競争力への影響等、国民や事業者の意見をよく聞きながら、その是非について慎重な議論を行うことが必要である。

単なる財源確保を目的に、環境を名目とした新たな「税負担増」を求めることには反対する。

VI. 申告・納税制度

1. 電子申告・納税システム(e-Tax)の整備

現在の電子申告・納税システム(e-Tax)では、別途郵送が必要な添付証票等が多く、企業の事務負担となっている。それらの早急な電子化を図るとともに、国税と地方税のすべてが対象となるような環境整備を行われたい。

2. 申告・納税期限の延長

法人税と消費税の申告・納税期限については、原則、事業年度終了の翌日から2ヶ月以内となっているが、株主総会を3ヶ月以内と定めている会社法との整合性が保たれていない。また、欧米諸国も3ヶ月以上の国が多いことと、海外子会社を持つ企業の事務負担を勘案して、申告・納税期間を3ヶ月に延長されたい。

3. 納税者権利憲章(仮称)について

平成22年度税制改正大綱に基づき納税者権利憲章(仮称)の制定が検討されているが、租税制度に対する納税者の信頼を高めるため、納税者の視点に立った手続き規定などが確立されるべきであり、特に以下については改善をされたい。

- (1) 納税者の更正の請求期間(1年)を課税庁と同等の期間(5年)とされたい。
- (2) 重加算税の賦課決定通知にはその理由を附記されたい。

4. 効率的で簡素な徴税

現在わが国では、国と地方自治体(県・市町村)それぞれが徴税権を持ち、徴税業務を行っているが、これらを一元化し、税務行政の効率化と納税者の負担軽減を図られたい。

また近年、時価会計の導入など企業会計の変革が進み、税務との乖離が大きくなっている。企業は納税額の確定のために非常に煩雑な作業を強いられており、税務と会計の整合性を確保されたい。併せて、2012年を目処とした国際会計基準適用の方針が金融庁より示されたが、中小企業においては、複雑な会計基準への対応は多大な事務負担となり、大きな混乱を招くことが予想される。したがって、中小企業の実態に即した会計基準を策定されたい。

5. 社会保障・税共通の番号制度の導入

公平かつ効率的な課税を行うことを目的とした納税者番号については、社会保障番号等との一元化を含め、導入を検討する時期にきている。

ただし、導入にあたっては、個人情報取り扱いに配慮し、情報漏えいの防止に万全を図り、国民の不安を払拭するための措置を十分に講じられたい。

以上